

納税通知書の見方と計算例（国保税）

6月中ごろに、「平成17年度納税通知書」が届きます。
宇城市は集合税ですので、各期の税額は市・県民税、固定資産税と合計した額で納付することになります。

納税通知書(国保税欄)記載例(親子4人家族の場合)

国民健康保険税	医療分	課税標準額		所得割額 ①		均等割額 ②		平等割額 ③	①+②+③=④	④-⑤-⑥-⑦-⑧ 年税額
		2,340,000 円		229,320 円		4人	104,000 円	25,000 円	358,320 円	
	介護分	軽減額 ⑤	限度超過額 ⑥	月割減額 ⑦	端数 ⑧	現在人員		一般分年税額	退職分年税額	
		円	円	円	20 円	4 人		358,300 円	円	
国民健康保険税	医療分	課税標準額		所得割額 ①		均等割額 ②		平等割額 ③	①+②+③=④	405,100 円
		2,340,000 円		30,420 円		2人	12,600 円	3,800 円	46,820 円	
	介護分	軽減額 ⑤	限度超過額 ⑥	月割減額 ⑦	端数 ⑧	現在人員		一般分年税額	退職分年税額	
		円	円	円	20 円	2 人		46,800 円	円	

国民健康保険税率		所得割率	均等割額（1人当）	平等割額(1世帯当)
	医療給付費分	9.8 / 100	26,000 円	25,000 円
	介護納付金分	1.3 / 100	6,300 円	3,800 円

上記の計算例

所得割額 ①	
医 療 分	介 護 分
課税標準額 平成16年中の所得から基礎控除（33万円）を差し引いた額 〔例〕夫の所得200万円、妻の所得100万円 200万円－33万円＝ 167万円 100万円－33万円＝ 67万円 計 234万円	課税標準額 平成16年中の所得から基礎控除（33万円）を差し引いた額 〔例〕夫の所得200万円、妻の所得100万円 200万円－33万円＝ 167万円 100万円－33万円＝ 67万円 計 234万円
税率 平成17年度 9.8%	税率 平成17年度 1.3%
税額 234万円×9.8%＝ 229,320円……①	税額 234万円×1.3%＝ 30,420円……①
均等割額 ②	
医 療 分	介 護 分
被保険者（国保加入者）1人当たりの額 平成17年度 26,000円 〔例〕被保険者4人の場合 26,000円×4人＝104,000円……② ※被保険者数については、異動による減があっても、更正後は年度内の最も多いときの人数が表示されます。	被保険者（国保加入者）1人当たりの額 平成17年度 6,300円 〔例〕被保険者2人の場合 6,300円×2人＝12,600円……② ※被保険者数については、異動による減があっても、更正後は年度内の最も多いときの人数が表示されます。
平等割 ③	
医 療 分	介 護 分
国保世帯1世帯当たりの額 平成17年度 25,000円……③	国保世帯1世帯当たりの額 平成17年度 3,800円……③
合 計 ④	
医 療 分	介 護 分
年度内で被保険者数が最も多いときで計算した時の合計額 〔例〕①+②+③＝ 358,320円……④	年度内で被保険者数が最も多いときで計算した時の合計額 〔例〕①+②+③＝ 46,820円……④
年 税 額	
医 療 分	介 護 分
平成17年度中に支払う総額 （100円未満切捨て） 〔例〕④－⑤－⑥－⑦－⑧＝ 358,300円	平成17年度中に支払う総額 （100円未満切捨て） 〔例〕④－⑤－⑥－⑦－⑧＝ 46,800円

期別の税額計算（医療分・介護分）

平成17年度年税額 405,100円（本算定課税）		
第1期	45,100円	405,100円÷10期＝40,510円
第2期～第10期	各期 40,000円	2期以降 40,000円、端数は第1期で処理 45,100円

軽減額（法703条の5） ⑤
医療分・介護分共通
保険税の軽減（減額）制度 低所得世帯に対し、保険税（均等割、平等割）の軽減（減額）を行います。
⑦割軽減 被保険者（国保加入者）の所得の合計が33万円以下の場合
⑤割軽減 被保険者（国保加入者）の所得の合計が33万円＋（24万5千円×世帯主以外の被保険者数）以下の場合
②割軽減 被保険者（国保加入者）の所得の合計が33万円＋（35万円×被保険者数）以下の場合
※Ⅰ 世帯員の申告が無いと軽減を受けることができません。（学生等除く） ※Ⅱ 他の健康保険の世帯主（擬制世帯主）の所得も軽減の判定に用います。 ※Ⅲ ②割軽減については、対象者に所定の申告書を送付しています。
限度超過額 ⑥
医 療 分
医療分課税の最高限度額 平成17年度 530,000円 （限度額を超える額は課税されません） ここには53万円を超える金額が表示され減額されます。
介 護 分
介護分課税の最高限度額 平成17年度 80,000円 （限度額を超える額は課税されません） ここには8万円を超える金額が表示され減額されます。
月割調整額 ⑦
医療分・介護分共通
年度中途の被保険者数の変更に伴う税額の減額 （その被保険者の税額÷12月×国保以外の健康保険等の月数） ※年税額の端数を含みます。

国民健康保険税について

国民健康保険に加入すると、保険税を納める義務が発生します。納められた保険税は、皆さんが病気や、けがをしたときの医療費をはじめ、いろいろな給付の費用に充てられます。保険税は、国保を運営するための重要な財源なのです。

国保税の決定方法について

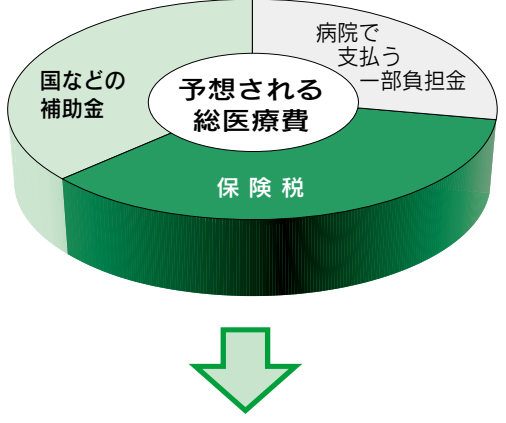
国保税は、毎年、市町村ごとの医療費の動向に応じて税率が見直され、被保険者に課税されます。また、平成12年度4月にスタートした介護保険制度により、40歳から64歳の方（介護第2号被保険者）については、介護分の国保税も課税されます。

40歳未満の人	40歳～64歳までの人	65歳以上の人
医 療 分	医療分＋介護分	医療分 （ただし、別途介護保険料が徴収されます。）

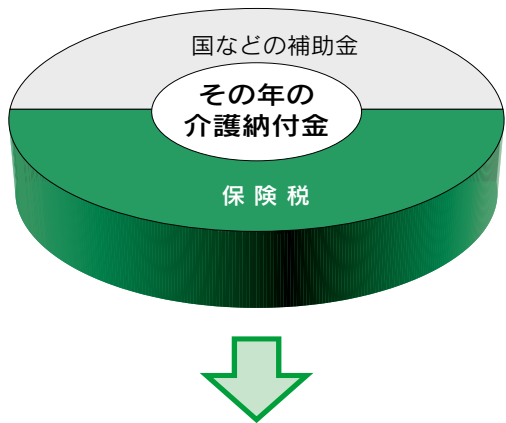
医療分の保険税は、その年に予想される医療費総額（見込み額）から、国などの補助金と皆さんが医療機関で支払う一部負担金を差し引いた分が医療分の保険税となります。

介護分の保険税は、介護納付金の総額から国などの補助金を差し引いた分が介護分の保険税となります。

【医 療 分】



【介 護 分】



	医 療 分	介護分(40歳～64歳までの人)
所得割 （世帯の収入に応じて計算）	9.8%	1.3%
均等割 （加入者数に応じて計算）	26,000円	6,300円
平等割 （1世帯当たり）	25,000円	3,800円
最高限度額	53万円	8万円

問い合わせ先

●本庁税務課市民税係	☎32－1111	●三角支所市民課市民税係	☎53－1111
●不知火支所市民課市民税係	☎33－1111	●松橋市民センター市民課市民税係	☎32－1111
●小川支所市民課市民税係	☎43－1111	●豊野支所市民課市民税係	☎45－2111